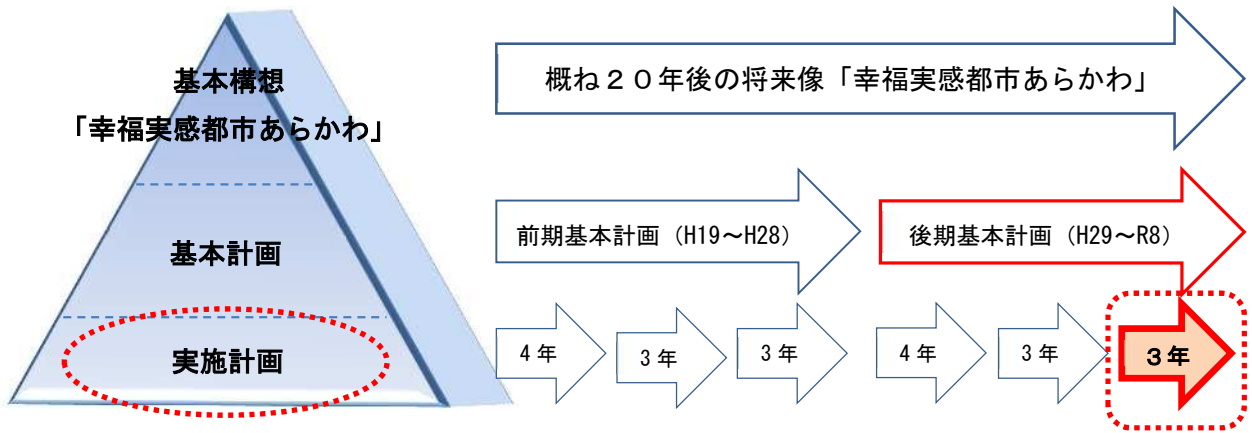


## ○ 荒川区実施計画について



- ・ 区では、平成18年度に「荒川区基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、概ね20年後に区が目指すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、基本構想を実現するための10年間の計画として「荒川区基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。
- ・ 平成29年3月末にて基本構想における前期10年間が終了し、前期基本計画（平成18年度～平成28年度）の計画期間が満了となることから、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする基本計画の改定を行いました。
- ・ 「荒川区実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画が示す方向性を具体的に推進していくための計画として位置付けており、基本計画の計画期間である平成29年度～令和8年度の10年間を、前期、中期、後期の3区分に分け、4年ないし3年ごとに改定を行います。
- ・ 今回策定する実施計画（令和6年度～令和8年度）は、基本計画の計画期間（平成29年度～令和8年度）のうち、後期3年間に特に重点的に取り組む事業、取組方針、目標値等を示すものであり、本計画に位置付けた事業等を着実に推進することにより、「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指します。

## ○ 持続可能な開発目標（SDGs）とのかかわり

国連サミットにおいて、“誰一人取り残さない—No one will be left behind”を理念として採択された持続可能な開発目標であるSDGs目標の達成には、国や企業だけではなく、地方自治体による取組が必要不可欠とされています。また、国においてもSDGsの実施指針の改定が行われ、SDGsアクションプランが示され、地方自治体が各種計画や戦略の策定に際して、SDGsの関連を取り入れる考えが示されています。

区では、基本構想に基づき、区民の皆様に幸福を実感していただける地域社会を目指して区政の各分野において様々な施策を展開するとともに、中長期的な視点を持って事業に取り組み、子どもの貧困問題や虐待防止、障がい者の自立支援等、社会的に弱い立場の方々に対する支援等も積極的に実施しています。こうした取組は、SDGsが目指すべき方向性と重なるものと考えています。

こうしたことを踏まえ、実施計画に記載する各事業について、SDGsの17目標（ゴール）別に整理をしています。具体的なSDGsとの関連性については、巻末の「政策体系とSDGsの関係性について」を参照してください。

